

延長保育事業実施要綱新旧対照表（案）

		改正後	改正前
別紙	延長保育事業実施要綱	別紙	延長保育事業実施要綱
1	事業の目的 （略）	1 事業の目的 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	1 事業の目的 就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
2	実施主体 （略）	2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。	2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。
3	事業の内容 （略）	3 事業の内容 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。	3 事業の内容 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の支給要件を満たし、同法第 20 条第 1 項により市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業。
4	実施方法 （1）一般型 ① 実施場所 （略）	4 実施方法 （1）一般型 ① 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。 ② 対象児童	4 実施方法 （1）一般型 ① 実施場所 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は認定こども園（以下「民間保育所等」という。）、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、駅前等利便性の高い場所、公共的施設の空き部屋等適切に事業が実施できる施設等とする。 ② 対象児童

(略)

③ 職員配置

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所を利用する児童。

③ 職員配置

配置する職員は、ア～ケの各類型において次のとおりとする。

また、配置する職員の数（以下「基準配置」という。）は、乳児おおむね3人につき1名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上とする。

なお、保健師、看護師及び准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市町村長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者については、次に掲げるア、イ及びオに限り、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第94条から第97条まで、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）附則第6条から第9条までの規定に準じて保育士として配置することができることとする。

ア 民間保育所等
(略)

基準配置により保育士を配置すること。ただし、実施場所1につき保育士の数は2名を下ることはできない。

なお、開所時間内における「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定地域型保育、及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第44号に定める短時間認定を受けた児童（以下「短時間認定児」という。）の延長保育について、告示第1条第44号イに定める標準時間認定を受けた児童（以下「標準時間認定児」という。）を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができる。

(注) 延長保育事業を実施する民間保育所等を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数が概ね2人以下であるときに

は、下記（ア）から（エ）までの要件を全て満たすことを条件として、延長保育事業の実施場所において、両事業の対象児童を合わせて保育することを可能とする。

（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。ただし、職員体制については、2名以上とし、うち1名は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）第10条第3項第1号に該当するもの、もう1名は同項第1号から第9号のいずれかに該当するものとし、いずれも「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）とする。

（イ）延長保育事業の職員の基準配置は、上記③二段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

（ウ）延長保育事業の基準配置により配置する保育士の数は2人を下ることではないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2人以上から支援を受けられることを前提に、上記（イ）の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができるとする。

（エ）延長保育事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。

<p>イ 小規模保育事業（A型） （略）</p> <p>ウ 小規模保育事業（B型） （略）</p> <p>エ 小規模保育事業（C型） （略）</p> <p>オ 事業所内保育事業（定員20人以上） （略）</p> <p>カ 事業所内保育事業（定員19人以下・A型） （略）</p> <p>キ 事業所内保育事業（定員19人以下・B型） （略）</p> <p>ク 家庭的保育事業（定員4人以上） （略）</p> <p>ケ 家庭的保育事業（定員3人以下） （略）</p> <p>④ 実施要件</p> <p>ア 短時間認定 （略）</p>	<p>イ 小規模保育事業（A型） 基準配置により保育士を配置すること。</p> <p>ウ 小規模保育事業（B型） 保育士その他の保育に従事する職員（家庭的保育事業等の設備運営基準第31条第1項に定める市町村長が行う研修を修了した者（以下「その他の保育従事者」という。））を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。</p> <p>エ 小規模保育事業（C型） 家庭的保育事業等の設備運営基準第23条第2項に定める家庭的保育者（以下「家庭的保育者」という。）1名が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育事業等の設備運営基準第23条第3項に定める家庭的保育補助者（以下「家庭的保育補助者」という。）とともに保育する場合には、5人以下とする。</p> <p>オ 事業所内保育事業（定員20人以上） 基準配置により保育士を配置すること。ただし、保育士の数は実施場所1につき2名を下ることはできない。</p> <p>カ 事業所内保育事業（定員19人以下・A型） 基準配置により保育士を配置すること。</p> <p>キ 事業所内保育事業（定員19人以下・B型） 保育士その他の保育従事者を基準配置により配置すること。ただし、そのうち保育士を1/2以上とする。</p> <p>ク 家庭的保育事業（定員4人以上） 家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。</p> <p>ケ 家庭的保育事業（定員3人以下） 家庭的保育者を配置すること。</p> <p>④ 実施要件</p> <p>ア 短時間認定 （ア）1時間延長 開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時</p>
--	---

<p>間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること。</p> <p>(イ) 2時間延長 開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>(ウ) 3時間延長 開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>(エ) 開所時間を超えた延長 標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における平均対象児童数の算定については、標準時間認定児と合算して算出すること</p> <p>イ 標準時間認定（家庭的保育事業を除く）</p> <p>(ア) 1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること。</p> <p>(イ) 2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。</p> <p>(ウ) 3時間以上の延長 (イ)と同様に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。</p> <p>(エ) 30分延長 上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>ウ 標準時間認定（家庭的保育事業）</p> <p>(ア) 1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が2人以上いること。</p>	<p>イ 標準時間認定（ウを除く） （略）</p> <p>ウ 標準時間認定（小規模保育事業、事業所内保育事業（定員19人以下）及び家庭的保育事業並びに民間保育所等及び事業所内保育事業（定員20人以上）において、夜10時以降に行う延長保育） （略）</p>
---	---

<p>(イ) 2時間延長 開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>(ウ) 3時間以上の延長 (イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>(エ) 30分延長 上記(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。</p> <p>(注1) 上記ア～ウにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。 ただし、上記アにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。</p> <p>(注2) 上記ア～ウの各(エ)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分を適用すること。 また、平均対象児童数は、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。</p>	<p>(2) 訪問型 (略)</p> <p>① 実施場所 利用児童の居宅において実施すること。</p> <p>② 対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受け、民間保育所等、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所を利用する児童であって、以下のいずれかに該当するものとす。</p> <p>ア 居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える場合</p>
---	--

<p>イ 民間保育所等における延長保育の利用児童数が1人となった場合</p> <p>③ 職員配置 職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1名が保育することができ児童の数は1人とする。</p> <p>ア 4(2)②アに定める児童の場合 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4に定める研修を修了した家庭的保育者を配置すること。</p> <p>イ 4(2)②イに定める児童の場合 保育士を配置すること。</p> <p>(注)都道府県又は市町村においてアの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間(概ね2年程度)配置することができることとする。</p> <p>④ 実施要件</p> <p>ア 短時間認定 (ア) 1時間延長 開所時間内で、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間利用日数(以下「年間延べ利用日数」という。)が26日以上あること。</p> <p>(イ) 2時間以上の延長 開所時間内で、(ア)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(ウ) 開所時間を超えた延長 標準時間認定と同様の取扱いとし、各時間帯における年間延べ利用日数の算定については、短時間認定、標準時間認定それぞれ算出すること。</p> <p>イ 標準時間認定 (ア) 1時間延長 開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、年間延</p>	
---	--

<p>べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(イ) 2時間以上の延長 (ア) と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。 (ウ) 30分延長</p> <p>上記(ア)～(イ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の年間延べ利用日数が26日以上あること。</p> <p>(注1) 上記ア～イにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず、前後それぞれで延長時間を定めること。 ただし、上記アにおいて、各施設等が設定した短時間認定児の保育を行う時間上、前後それぞれで算出される延長時間に端数が生じる場合は、平均対象児童数が1人以上いる時間を前後合算して算出すること。</p> <p>(注2) 訪問型の利用にあたっては、利用者と市町村が協議の上、利用の決定を行うこと。</p>	<p>5 留意事項 (略)</p>
<p>5 留意事項 (1) 一般型については、対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。 (3) 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成27年2月16日付府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知)」に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。</p>	<p>6 保護者負担 (略)</p>
<p>6 保護者負担 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。また、訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できないこととする。</p>	

<p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。 なお、4(1)③の注書きにより放課後児童健全育成事業と合同で保育を実施する場合には、それぞれの対象児童の保育の実施に係る費用を按分し、それぞれの事業の対象経費として補助するものとする。</p>
--	---

【改正なし】

府子本第 8 1 号
27 文科初第 2 4 0 号
雇児発 0 7 1 7 第 5 号
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

3 事業の内容

低所得で生計が困難である支給認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

4 実施要件

(1) 対象者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める支給認定保護者

(2) 対象となる実費徴収額の範囲

- ① 副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第 20 条第 1 項に規定する認定を受けたもの）に限る。）
- ② 食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

(3) 実施方法

実施方法は、以下のいずれかの方法による。

- ① 対象者に係る（2）の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法
- ② 対象者が施設・事業所に支払った（2）の実費徴収額について、市町村より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法

4 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【改正なし】

府子本第88号
27文科初第239号
雇児発0717第6号
平成27年7月17日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定子ども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するため、今般、別紙のとおり「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第29号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新規参入施設への巡回支援事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱

1 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。
なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

4 実施要件

(1) 新規参入施設等への巡回支援

① 支援内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の（ア）～（オ）のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- (ア) 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- (イ) 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- (ウ) 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- (エ) 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- (オ) その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

② 支援対象となる事業者

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であっても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

③ 支援チーム

支援内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

④ 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

① 対象施設

健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、②の要件をみたす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設

② 職員加配の対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

③ 職員配置

②の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に基づき配置すべき職員数(加算を含む。)に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 留意事項

- ・ 新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であっても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。
- ・ 認定こども園特別支援教育・保育経費について、別表に掲げる認定こども

園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であっても、各都道府県からの独自助成等を受けている場合は、本事業の対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型		子どもの支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項各号）	
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）以外		1号
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園（志向園）を含む。）	並列型	2号及び3号
		接続型	3号
	上記以外	単独型	1号及び2号
		並列型・接続型	1号～3号
保育所型			1号
地方裁量型			1号～3号

単独型・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第2項第1号に規定する幼稚園。

並列型・・・認定こども園法第3条第4項第1号イに規定する連携施設。

接続型・・・認定こども園法第3条第4項第1号ロに規定する連携施設。

一時預かり事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
別紙 一時預かり事業実施要綱	別紙 一時預かり事業実施要綱
1 事業の目的 (略)	1 事業の目的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
2 実施主体 (略)	2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。
3 事業の内容 (略)	3 事業の内容 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
4 実施方法 (1) 一般型 ① 実施場所 (略)	4 実施方法 (1) 一般型 ① 実施場所 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。 ② 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。
② 対象児童 (略)	② 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日で除して得た数という。以下同じ。）が概ね3人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

（注）一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であ

また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日雇児発0407第2号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する施策（以下「緊急対策」という。）を実施する市町村に限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）であって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かること（以下「緊急一時預かり」という。）も本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

③ 設備基準及び保育の内容
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置
規則第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。ただし、保育当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。

また、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）第23条第2項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

って、放課後児童健全育成事業の利用児童数が概ね2人以下であるときは、下記(ア)から(エ)までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

(ア) 放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。ただし、職員体制については、2名以上とし、うち1名は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項第1号に該当するもの、もう1名は同項第1号から第9号のいずれかに該当するものとし、いずれも「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添7「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「I 放課後児童支援員認定資格研修事業（都道府県認定資格研修ガイドライン）」に基づき都道府県知事が行う研修を修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定しているものを含む。）とする。

(イ) 一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記④の一段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

(ウ) 一時預かり事業に関する保育従事者の数は2人を下ることとはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2人以上から支援を受けられることを前提に、上記(イ)の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士1名とすることができるとする。

(エ) 一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。

⑤ 研修
(略)

⑤ 研修
保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とするこ

<p>ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇 児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙 「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及 び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」 の専門研修を修了した者。</p> <p>イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施につ いて」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均 等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以 下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等 の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了し た者とす。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に 留意し、研修内容を設定すること。</p> <p>⑥ 基幹型施設 （略）</p>	<p>⑥ 基幹型施設 （略）</p>
<p>(2) 幼稚園型 ① 実施場所 幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で実施するこ と。</p> <p>② 対象児童 主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後 又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。</p> <p>③ 設備基準及び教育・保育の内容 規則第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の 内容に関する基準を遵守すること。</p> <p>④ 職員の配置 規則第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及 びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者 （以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は 幼稚園教諭普通免許状所有者を1／3以上とすること。当該教育・ 保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、 幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼</p>	<p>(2) 幼稚園型 ① 実施場所 （略）</p> <p>② 対象児童 （略）</p> <p>③ 設備基準及び教育・保育の内容 （略）</p> <p>④ 職員の配置 規則第36条の35第2号ロ（附則第56条第1項において読替え）及 びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者 （以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は 幼稚園教諭普通免許状所有者を1／3以上とすること。当該教育・ 保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、 幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼</p>

幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名とすることができると。

また、保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからエまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とすること。なお、イからエまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的の実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得している者と認められる者

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）

⑤ 研修
(略)

(3) 余裕活用型
(略)

幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1名とすることができると。

また、保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからエまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とすること。なお、イからエまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的の実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得している者と認められる者

⑤ 研修

4 (2) ④アの「市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の者とすること。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育てでの知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とす。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(3) 余裕活用型

① 実施場所

下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。

<p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。</p> <p>イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。</p> <p>ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。</p> <p>エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。</p> <p>オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。</p> <p>② 実施基準 規則第36条の35各号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。</p>	<p>(4) 居宅訪問型 (略)</p> <p>① 実施場所 利用児童の居宅において実施すること。</p> <p>② 対象児童 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。</p> <p>ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。</p> <p>イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。</p> <p>ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。 また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。</p> <p>③ 職員配置 職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1名が保育することができない児童の数は1人とする。 ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添4に定める研修を修了した保育士等を配置すること。</p>
--	---

<p>イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）配置することができることとする。</p> <p>④ 実施要件</p> <p>ア 利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと。</p> <p>イ 一時預かり事業の他の類型を実施することができない場合に実施すること。</p>	<p>(5) 地域密着Ⅱ型</p> <p>① 実施場所 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。</p> <p>② 対象児童 主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p> <p>また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。</p> <p>③ 設備基準及び保育の内容 規則第56条第1項、第4項及び第5項に定める設備及び保育の内容に関する基準に準じて行うこと。</p> <p>④ 職員の配置 規則第56条第2項及び第3項の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。</p> <p>担当者の数は2名を下ることはできないこと。</p> <p>また、担当者のうち保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。</p> <p>⑤ 研修 保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。</p>
---	---

(5) 地域密着Ⅱ型
(略)

(削除)

(6) 震災特例型

① 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う施設（以下「特例保育施設」という。）又は同法第43条第1項に規定する地域型保育事業所

② 対象児童

平成28年熊本地震（以下「震災」という。）について災害救助法が適用された市町村に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもであって、震災の影響により、在籍する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設の利用が困難となった乳幼児

③ 設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修

ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して（1）及び（2）において定める基準により行う。

- ア 幼稚園以外において実施する場合 一般型
- イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型

5 留意事項
(略)

5 留意事項

(1) 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日付府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

(2) 緊急一時預かり

緊急一時預かりを実施する場合は、積極的に地域の余裕スペース等の活用を検討するとともに、本来の一時預かり事業の利用者のニーズにも十分対応できるよう、供給拡大を図ること。

6 保護者負担
(略)

6 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。ただし、震災特例型については保護者負担を求めないこと。
また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。

<p>また、緊急一時預かりの場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮すること。</p> <p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>7 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p><u>なお、4(1)④の注書きにより放課後児童健全育成事業と合同で保育を実施する場合には、それぞれの対象児童の保育の実施に係る費用を按分し、それぞれの事業の対象経費として補助するものとする。</u></p>
---	---

病児保育事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>病児保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 事業類型 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>病児保育事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。 こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容 保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業。</p> <p>4 事業類型 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。 (1) 病児対応型 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育</p>

する事業。

(2) 病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業。

(3) 体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

(4) 非施設型（訪問型）

児童が「回復期に至らない場合」又は、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童の自宅において一時的に保育する事業。

(5) 送迎対応

(1)、(2)及び(3)において、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）又は保育士を配置し、保育所等において保育中に「体調不良」となった児童を送迎し、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育することを可能とする。

5 対象児童
(略)

5 対象児童

本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。

(1) 病児対応型

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病児」という。）

(2) 病後児対応型

病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童（以下「病後児」とい

<p>う。)</p> <p>(3) 体調不良児対応型 事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）</p> <p>(4) 非施設型（訪問型） 病児及び病後児とする。</p> <p>(5) 送迎対応 保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童。</p> <p>6 実施要件 (1) 病児対応型 ① 実施場所 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のため の専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と 認めたものとする。 ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を 有すること。 イ 調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けること が望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。 ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した 場所とすること。 ② 職員の配置 病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1 名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるため に、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。 (注) 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。 ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看 護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとお り常駐を要件としない。</p>	<p>6 実施要件 (1) 病児対応型 ① 実施場所 (略)</p> <p>② 職員の配置 病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1 名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるため に、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。 (注1) (略)</p>
--	--

<p>ア 利用児童がいる時間帯の場合</p> <p>(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。</p> <p>(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。</p> <p>(イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。</p> <p>(ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。</p> <p>(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。</p>	<p>(注2) 保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことを原則（必須条件）とするが、以下のア及びイの要件を満たす場合には、職員の配置要件を満たしているものとする。その際、本規定に基づき事業を実施する市町村は、事業実施に係る要綱等で定めるところにより、その提供する病児保育に係る情報を公表しなければならない。</p> <p>ア 離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少なく、市町村が認めた上で、医療機関併設型で定員2人以下の場合。</p> <p>イ 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「地域型保育」の専門研</p>
<p>イ 利用児童がいない時間帯の場合</p> <p>利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保できれば、利用児童がいなくても、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。</p>	

<p>修を修了している等、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術等を修得していると市町村が認めたと看護師等を1名専従で配置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師等1名が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。</p>	<p>③ その他 (略)</p>
<p>(2) 病後児対応型 ① 実施場所 (略)</p>	<p>③ その他 ア 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。 イ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。</p> <p>(2) 病後児対応型 ① 実施場所 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次のア～ウの基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。 ア 保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。 イ 調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。 ウ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。</p> <p>② 職員の配置 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。 (注) 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。 ア 利用児童がいる時間帯の場合</p>
<p>(2) 病後児対応型 ① 実施場所 (略)</p>	<p>③ その他 (略)</p>

(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(ア)病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりするこ
とがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、
適切な関わりとケアを行うこと。

(イ)病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病
児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所
とが近接していること。

(ウ)看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、
緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる
職員体制が確保されていること。

(エ)看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置す
ることにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合
利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が
速やかに出動し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職
員体制が確保できれば、利用児童がいない場合は保育士及び看
護師等の常駐を要件としない。

(注2) 保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うことを原則（必須
条件）とするが、以下のア及びイの要件を満たす場合には、職員の
配置要件を満たしているものとする。その際、本規定に基づき事業
を実施する市町村は、事業実施に係る要綱等で定めるところにより、
その提供する病児保育に係る情報を公表しなければならない。

ア 離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが
少ないと市町村が認めたと上で、医療機関併設型で定員2人以下の
場合。

イ 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21
日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める
基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「地域型保育」の専門研
修を修了している等、病児保育事業に従事する上で必要な知識や
技術等を修得していると市町村が認めたと看護師等を1名専従で配

置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師等1名が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

③ その他
(略)

(3) 体調不良児対応型
(略)

(4) 非施設型 (訪問型)
(略)

③ その他

ア 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

イ 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

(3) 体調不良児対応型

① 実施場所

保育所又は医務室が設けられている認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。

② 職員の配置

看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とすること。

③ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

④ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的を実施すること。

(4) 非施設型 (訪問型)

① 実施場所

利用児童の居宅とする。

② 職員の配置

次のア～ウを満たすこと。

ア 病児(病後児)の看護を担当する一定の研修を修了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者(以下「家庭的保育者」という。)のいずれか1名以上配置すること。

イ アに定める職員を配置する場合は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別添6に定める研修

	<p>を修了した者とす。なお、平成 32 年 3 月 31 日までの間に、別紙 1 に掲げる研修（市町村等が実施する他の研修会が別紙 1 の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えない）を修了した者についても配置できることとする。</p> <p>ウ 預かる病児（病後児）の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者いずれか 1 名に対して、1 名程度とする。</p> <p>③ その他</p> <p>集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができないう期間内で対象児童宅への訪問を行うこと。</p> <p>(5) 送迎対応</p> <p>① 職員の配置</p> <p>保育所等から体調不良児の送迎を行う際は、送迎用の自動車に同乗する看護師等又は保育士を配置すること。</p> <p>② その他</p> <p>ア 保育所等から体調不良児の送迎を行う際には、送迎用の自動車に看護師又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮した上で実施すること。</p> <p>イ 送迎はタクシーによる送迎を原則とする。ただし、やむを得ない事由によりタクシーによる送迎対応が困難な場合には、その他自動車の借上げ等による実施も可能とする。</p> <p>7 実施方法</p> <p>(1) 病児対応型及び病後児対応型並びに非施設型（訪問型）については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。</p> <p>(2) 送迎対応については、保育所等から連絡を受けた保護者が、病児保育実施施設に連絡すること等により実施すること。また、送迎対応を行った上で、病児対応型及び病後児対応型の事業を実施する施設において保育を行うにあたっては、かかりつけ医等に受診すること。</p> <p>(3) 医療機関でない施設が病児対応型及び非施設型（訪問型）を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙 2 様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したものを。）</p>
--	--

(5) 送迎対応
(略)

7 実施方法
(略)

により、症状を確認し、受け入れ、訪問の決定を行うこと。

(4) 保育所等に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所等及び送迎対応を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

(5) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性、効率性等について検証を行い、別紙3の内容により報告すること。

(6) 非施設型（訪問型）を実施する場合には、市町村は本事業の安全性や安定性、効率性等について検証を行う観点から、年間を通して利用が見込まれるよう留意すること。

8 留意事項 (略)

8 留意事項

(1) 医療機関との連携等

① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、本事業を実施する施設（非施設型（訪問型）を含む。以下同じ）に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。

② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

③ 医療機関でない施設が病児対応型、非施設型（訪問型）及び送迎対応を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。

④ 病児対応型、非施設型（訪問型）及び送迎対応を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所（訪問）時間等）を作成するとともに

に、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 感染の防止

- ① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
- ② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- ③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- ④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

(3) 書類の整備

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(4) 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日付府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

9 研修
(略)

9 研修

病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」の別添 5 に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。

10 保護者負担
(略)

10 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

11 費用
(略)

11 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別紙 1 (略)	別紙 1 (略)
別紙 2 様式例 (略)	別紙 2 様式例 (略)
別紙 3 (略)	別紙 3 (略)